

議案第1号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、
又は臨時に代理する規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代
理する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

**沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する
規則**

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「及び」の次に「特に重要な」を、「改廃」の次に「（訓令のうち、軽易な事項の改正を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入するに伴い、教育委員会の権限の一部を教育長に移譲する。

3 改正案の概要

- (1) 訓令の軽易な事項の改正及び告示の制定又は改廃を教育長に委任する。(第 2 条)
- (2) 規則の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項

5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

○沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則

新旧対照表

新	旧
(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (13) 教育委員会の規則、訓令及び特に重要な告示の制定又は改廃（訓令のうち、軽易な事項の改正を除く。）を行うこと。	(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (13) 教育委員会の規則、訓令及び告示の制定又は改廃を行うこと。